

## 掲載可能な広告の範囲（要領第3条）の例

八頭町ホームページ広告掲載取扱要領第3条に規定する「バナー広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のリンク先ページの内容」について、具体例を示します。

以下のいずれにも該当しない広告に限り、掲載することができます。

### ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

- (ア) 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
- (イ) 法令等に基づく許認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
- (ウ) その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの

### ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (ア) 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定し、若しくは美化したもの
- (イ) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれがあるもの
- (ウ) 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
- (エ) 犯罪を誘発するもの又はそのおそれがあるもの
- (オ) 他人をひぼうし、中傷し、若しくは排斥し、他人の名誉・信用を毀損し、若しくは他人の業務を妨害するもの又はそのおそれがあるもの
- (カ) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (キ) 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの若しくはプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (ク) その他社会的秩序を乱すおそれがあるもの

### ③ 政治性のあるもの

- (ア) 政治団体による政治活動を目的とするもの又はそのおそれがあるもの（政党広告を含む）
- (イ) 公の選挙に該当するもの又はそのおそれがあるもの

#### ④ 宗教性のあるもの

- (ア) 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれがあるもの
- (イ) 迷信又は非科学的なものに類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの

#### ⑤ 個人の名詞広告

企業、団体、学校等の祝典、記念日等に賛同し、又はこれらを祝福する目的で個人の氏名又は法人の名称等を掲載するもの

#### ⑥ 社会問題についての主義主張

- (ア) 個人又は団体の意見広告
- (イ) 国内世論が大きく分かれているもの

#### ⑦ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

色又はデザイン等が町ホームページと著しく違和感があるもの、意味が不明である等公衆に不快感を起こさせるもの

#### ⑧ 内容又は責任の所在が不明確なもの

- (ア) 広告主名（法人格を有しない団体の場合には、代表者名も併記）、所在地、連絡電話番号が記載されていないもの。
- (イ) 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明なもの
- (ウ) 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法、返品条件等が不明確なもの
- (エ) 通信教育、講習会、塾、学校その他これらに類する名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
- (オ) 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの

## ⑨ 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

- (ア) 誇大な表現及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を含むもの  
例) 「世界一」、「一番安い」、「当社だけ」等 (掲載に際しては、根拠となる資料が必要)
- (イ) 投機心又は射幸心を著しくあおる表示又は表現を含むもの  
例) 「最後のチャンス」、「あなただけ」等
- (ウ) 社会的に認められていない許認可、保障、賞又は資格等を使用して権威付けようとするもの
- (エ) 虚偽の内容を表示するもの
- (オ) 法令等に違反する業種・商法・商品
- (カ) 国家資格等に基づかない者が行う療法等
- (キ) 投資信託等の広告等で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの
- (ク) 自己の供給する商品等について、これと競合関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示し、又は暗示するもの
- (ケ) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの及び第三者が推奨し、又は保証する記述があるもの
- (コ) 他人名義の広告等
- (サ) 責任の所在が明確でないもの
- (シ) 広告等の内容が明確でないもの
- (ス) 国、地方公共団体その他の公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保障、指定等しているかのような表現のもの (国、地方公共団体その他の公共の機関が別に認証を行っている商品やサービス等に係るものを除く。)
- (セ) その他消費者を誤認させるおそれがある表示又は表現 (編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告等であることが不明確なものを含む。) を含むもの

※令和4年4月1日より、一部改正を行っています。改正前に掲載決定した広告については、その掲載期間が満了するまでの間は、掲載を認めるものとします。